

(仮称) 松田町犯罪被害者等支援条例（案）

についてのご意見を募集します。

1. 政策等の趣旨・目的・背景

私たちは、日常生活の中で、いつ犯罪被害に遭い、犯罪被害者やその家族、遺族となる可能性があるか分かりません。犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、心身の不調や、周囲の配慮に欠ける言動等による精神的苦痛や、経済的な損失など、様々な被害に苦しむことがあります。

町では、被害に遭われた方が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、本条例を制定するものです。

この度、(仮称) 松田町犯罪被害者等支援条例（案）を制定するにあたり、町民の皆さまからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見については、後日、町公式サイト等により、ご意見の内容とそれに対する考え方などを公表いたします。

2. 募集期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月15日（日）

3. 資料の閲覧・配布場所

上記募集期間中、次の場所において、(仮称) 松田町犯罪被害者等支援条例（案）を閲覧することができます。

- 役場庁舎3階 総務課安全防災担当室、寄出張所、松田町生涯学習センター、松田町健康福祉センター

なお、町公式サイトからも閲覧することができます。



4. 提出方法

(仮称) 松田町犯罪被害者等支援条例（案）に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和8年2月15日（日）**必着**までに、直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で総務課安全防災担当室へご提出ください。なお、募集期間外に提出されたご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

※書面の様式は問いませんが、参考様式がありますのでご利用ください。

※書面により提出が困難な方は、お問い合わせ先までご相談ください。

5. 提出先

《松田町 総務課安全防災担当室》

- ◇直接持参の場合 松田町松田惣領 2037 番地 松田町役場 3階
(土曜、日曜、祝日を除く、平日 8：30～17：15 に受付)
- ◇郵送の場合 〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地
- ◇ファックスの場合 0465-83-1229
- ◇電子メールの場合 pubcome-c@town.matsuda.kanagawa.jp

6. お問い合わせ先

松田町役場 総務課安全防災担当室 0465-84-5540